

年金のお知らせ ～死亡一時金～

◇概要
死亡一時金は、36月以上国民年金保険料を納付した方が年金を受給しないまま死亡したとき、遺族に支給されます。
死亡一時金を受給できる遺族の範囲・順位は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹であつて、死亡した時に生計を同一にしていた方です。ただし、その方の死亡で遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合には支給されません。
また、寡婦年金を受給できる場合には、死亡一時金とどちらかを選択して受給します。

保険料納付月数	金額
36月以上 180月未満	120,000円
180月以上 240月未満	145,000円
240月以上 300月未満	170,000円
300月以上 360月未満	220,000円
360月以上 420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

なお、付加保険料を36月上納付していた場合には、さらに8,500円が加算されます。

◇請求方法
請求先に左記の必要なものをお持ちのうえ、死亡一時金請求書を出してください。

- ☆必要なもの
- 死亡者の年金手帳
 - 死亡者の住民票除票
 - 請求者の住民票
 - 死亡者と請求者の続柄がわかる戸籍謄本
 - 請求者の印鑑
 - 請求者の通帳
- ※注！死亡一時金請求の効力は、死亡日の翌日から2年です。
- ◇問合せのみ(納付月数について)
栃木年金事務所 ☎(22)4134
- ◇請求・問合せ先
- | | | |
|---|-------|-----------|
| 本 | 保険医療課 | ☎(21)2155 |
| 大 | 生活環境課 | ☎(43)9209 |
| 藤 | 生活環境課 | ☎(62)0903 |
| 都 | 生活環境課 | ☎(29)1102 |

産業財産権取得費の一部を補助します

◇対象経費 産業財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)の取得に要した費用(出願料・出願審査請求料・弁理士手数料)

◇補助率 対象経費の3分の2以内(上限 特許権50万円、その他10万円)

◇対象者 市内に主たる事務所を有し、次のすべてに該当する

中小企業者

- 市内で引き続き1年以上事業を営んでいること
 - 市税を完納していること
 - 国や他の自治体から同様の補助金を受けていないこと
 - ※補助金は予算の範囲内(先着順)で交付します。特許庁への申請前に相談ください。
- ◇申請・問合せ先 取得後6か月以内に必要書類を添えて左記へ
- | | | |
|---|-------|-----------|
| 本 | 商工観光課 | ☎(21)2504 |
| 大 | 産業振興課 | ☎(43)9213 |
| 藤 | 産業振興課 | ☎(62)0906 |
| 都 | 産業振興課 | ☎(29)1104 |

合併に伴い 広域行政事務組合から 栃木市に移管される 業務について

栃木市と西方町が合併することに伴い、栃木地区広域行政事務組合で共同処理を行っていた業務のうち、消防および処理に関する業務は栃木市で行うこととなります。

なお、ごみ処理に関する業務は、引き続き広域行政事務組合で行います。

○消防に関する業務
栃木地区広域行政事務組合消防本部は栃木市消防本部となります。119番通報の方法については、今までと変更ありません。

せん。

◇問合せ先
消防本部 ☎(22)0119

○尿処理に関する業務
栃木地区広域行政事務組合衛生センターは栃木市衛生センターとなります。尿の収集については、今までと変更ありません。

栃木地区広域行政事務組合の 事務所移転のお知らせ

栃木地区広域行政組合事務局の事務所が「とちぎクリーンプラザ管理棟1階(梓町)」に移転しました。

◇問合せ先 栃木地区広域行政事務組合事務局 ☎(31)2445 / FAX(30)3377

栃木市、西方町合併に伴い 農地法関係の申請 窓口が変更になります

10月1日から、現在西方町役場で行っている、西方町内の農地法関係の許可等申請窓口が、市農業委員会(別館2階)に変更になります。

◇問合せ先
農業委員会 ☎(21)2526

ふるさと文化振興基金に 協力をお願いします

市では、市民文化の振興や個性的な地域づくりを推進するため、ふるさと文化振興基金を設けています。

次の方からご寄付をいただきました。ご協力、大変ありがとうございました。

◇個人
酒巻文司 様 30,000円

◇団体
大平町ダンス愛好会 様 50,000円

◇問合せ先
文化課 ☎(21)2741

工事に伴う通行止めのお知らせ

左記の道路が、開明橋の架け替え工事のため、車両通行止めとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

- ◇工事箇所
○県道南小林栃木線 開明橋(旧栃木警察署から県立学悠館高等学校)※下図参照
- ◇車両通行止め予定期間
平成23年10月下旬～平成25年5月下旬(自転車と歩行者は通行できます)



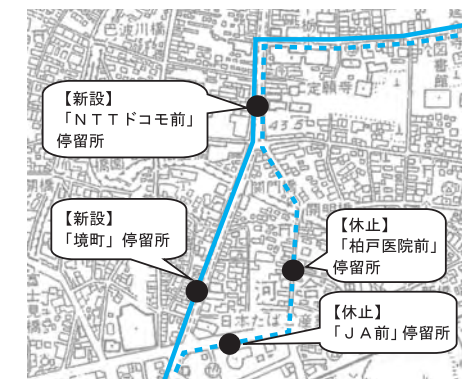
◇問合せ先
県栃木土木事務所整備第一課 ☎(23)3434
都市整備課 ☎(21)2243

開明橋架替工事による 「ふれあいバス」市街地 循環線(現循環バス)の ルート変更のお知らせ

県道南小林栃木線の拡幅工事による開明橋の架替工事が実施されるため10月1日から、ふれあいバス市街地循環線(現循環バス)の運行ルートの一部が左記のとおり変更になります。沿線の皆さんには、ご不便をおかけしますが、ご協力よろしくをお願いします。

◇ルート変更期間 10月1日(土)～平成25年5月(予定)

◇問合せ先
交通防犯課 ☎(21)2170



冷蔵倉庫用家屋に 対する固定資産評価 基準の見直しについて

平成24年度から、非木造の冷蔵倉庫用家屋(保管温度が10℃以下に保たれる倉庫)の固定資産税・都市計画税について、評価額の計算方法が変更になります。

- ◇現地調査対象 次の要件すべてに該当する倉庫を市内に所有されている方は、問合せ先(木造以外)であること
 - 保管温度が摂氏10℃以下に保たれる機能を有する倉庫であること
 - 倉庫自体が冷蔵機能を有していること(倉庫内にプレハブ方式の冷蔵庫などを設置しているものは対象外)
- ◇問合せ先

本 資産税課 ☎(21)2127
大 税務課 ☎(43)9208
藤 税務課 ☎(62)0902
都 税務課 ☎(29)1101

平成23年度「建築物実態 調査」の実施について

国土交通省では、最近における建築物および住宅の建築状況等を調査し、住宅・建築行政等の基礎資料を得ることを目的として、毎年「建築物実態調査」を実施しています。

本年度も11月15日(火)までの間、調査員(市職員)が調査区内にお住まいの方や事業所に伺って、質問形式で実施します。

この調査に回答いただいた内容は、統計法に基づいて統計上の目的以外に使用することはありませんので、ご安心ください。ご多忙のところお手数をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

◇問合せ先
建築指導課 ☎(21)2627

10月定例教育委員会

- ◇日時 10月21日(金)
- ◇時間 午後2時～
- ◇場所 国府公民館(物社町)
- ◇問合せ先
教育総務課 ☎(21)2711

今と未来に確かなメリット!

老後までトク

- 掛金は全額所得控除
- 掛金は自由に設定

老後からラク

- 基本は終身、一生お受取り
- 万が一の時は一時金も

備えてあんしん
栃木県国民年金基金
国民年金にプラス、自分で入る公的な個人年金

♡資料請求・お問い合わせは
☎0120-65-4192

何かお手伝いできることはありませんか?

~~~~頼まれやすい事務所を目指しています~~~~

(認定) 司法書士・(ADR認定) 土地家屋調査士・行政書士  
**佐山隆事務所**  
〒328-0035 栃木市旭町19番16号 栃木市栃木文化会館斜め前  
TEL 0282-24-2555 FAX 0282-22-5321 携帯 090-3140-1196